

国 営 管 第 83 号
国 営 整 第 37 号
国 営 特 第 34 号
平成 20 年 6 月 6 日
最終改正 国 営 管 第 447 号
国 営 整 第 100 号
令和 3 年 11 月 16 日

大臣官房官庁営繕部長

官庁営繕部発注工事に係る事故等の取扱いについて

(別紙)

官庁営繕部における事故等に係る指名停止期間の運用について

「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124 号。以下「措置要領」という。)及び「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」(平成 6 年 5 月 11 日建設省営管第 320 号。以下「運用基準」という。)により定められる事故等に係る指名停止期間の運用については、以下のとおりとする。なお、情状に応じて以下と異なる取扱いをすることができるものとする。

ア) 虚偽記載 (措置要領別表第 1 第 1 号関係)

程度	指名停止期間
調査資料に虚偽の記載	1 ヶ月～3 ヶ月
調査資料に虚偽の記載をし、かつ、悪質性が高い	3 ヶ月～6 ヶ月

※悪質性とは、例えば、

- ・複数の調査資料に虚偽記載をしている
- ・刑事告発等を伴う
- ・組織ぐるみである

等を指すものとする。

※期間における程度は、虚偽の程度等を勘案して判断するものとする。

イ) 官庁営繕部発注工事における過失による粗雑工事 (措置要領別表第 1 第 2 号関係)

程度	指名停止期間
補修により初期の目的を達成することが可能な場合	1 ヶ月～3 ヶ月
補修では初期の目的を達成できない場合	4 ヶ月～6 ヶ月

※期間における程度は、過失の程度等を勘案して判断するものとする。

ウ) 一般工事における過失による粗雑工事 (契約不適合が重大な場合) (措置要領別表第 1 第 3 号関係)

程度	指名停止期間
建設業法に基づく監督処分かつ警察等の監督処分、逮捕起訴等がなされた場合	1ヶ月～3ヶ月
建設業法に基づく監督処分がなされた場合	1ヶ月

※運用基準記6の二に掲げる場合についての期間である。

※期間における程度は、社会的影響度等を勘案して判断するものとする。

エ) 契約違反（措置要領別表第1第4号関係）

程度	指名停止期間
契約書、共通仕様書等違反	2週間～4ヶ月
暴力団不当介入通報義務違反	2週間

※期間における程度は、社会的影響度・悪質性等を勘案して判断するものとする。

オ) 官庁営繕部発注工事における公衆損害事故（措置要領別表第1第5号関係）

程度	被害状況	指名停止期間
著しく安全管理義務を怠った	死亡又は複数の重・中傷者	3ヶ月～6ヶ月
	重・中傷者又は複数の軽傷者	2ヶ月～3ヶ月
	軽傷者又は複数の微傷者	1ヶ月～2ヶ月
	微傷者	1ヶ月
	損害	1ヶ月～3ヶ月
安全管理の措置が不適切であった	死亡又は複数の重・中傷者	2ヶ月～4ヶ月
	重・中傷者又は複数の軽傷者	1ヶ月～2ヶ月
	軽傷者又は複数の微傷者	1ヶ月
	損害	1ヶ月～2ヶ月

※期間における程度は、過失の程度等を勘案して判断するものとする。

※重傷：全治3ヶ月以上又は特定の後遺症傷害が伴うもの

※中傷：全治1ヶ月以上3ヶ月未満

※軽傷：全治2週間以上全治1ヶ月未満

※微傷：全治2週間未満

カ) 官庁営繕部発注工事における工事関係者事故（措置要領別表第1第7号関係）

程度	被害状況	指名停止期間
著しく安全管理義務を怠った	死亡又は複数の重・中傷者	6週間～4ヶ月
	重・中傷者又は複数の軽傷者	1ヶ月～6週間
	軽傷者又は複数の微傷者	2週間～1ヶ月
	微傷者	2週間
安全管理の措置が不適切であった	死亡又は複数の重・中傷者	2週間～2ヶ月
	重・中傷者又は複数の軽傷者	1ヶ月
	軽傷者又は複数の微傷者	2週間

※期間における程度は、過失の程度等を勘案して判断するものとする。

※重傷：全治3ヶ月以上又は特定の後遺症傷害が伴うもの

- ※中傷：全治1ヶ月以上3ヶ月未満
- ※軽傷：休業4日以上全治1ヶ月未満
- ※微傷：全治2週間未満

キ) 一般工事における公衆損害事故（措置要領別表第1第6号関係）

程度	指名停止期間
警察等による現場代理人等の逮捕起訴かつ死傷者が発生した場合	1ヶ月～3ヶ月
警察等による現場代理人等の逮捕起訴かつ損害が発生した場合	1ヶ月～6週間

※運用基準記6の五に掲げる場合についての期間である。

※期間における程度は、社会的影響度・悪質性等を勘案して判断するものとする。

ク) 一般工事における工事関係者事故（措置要領別表第1第8号関係）

程度	指名停止期間
警察等による現場代理人等の逮捕起訴かつ死傷者が発生した場合	2週間～2ヶ月

※運用基準記6の五に掲げる場合についての期間である。

※期間における程度は、社会的影響度・悪質性等を勘案して判断するものとする。